

四日市市コミュニティ・プラント事業資産調査・評価業務委託 仕様書

第1章 総則

(適用範囲)

第1条 本仕様書は四日市市（以下「甲」という。）が本業務委託の受託者（以下「乙」という。）へ委託する「四日市市コミュニティ・プラント事業資産調査・評価業務委託」（以下「本業務」という。）に適用する。

(目的)

第2条 本業務は、甲が管理運営するコミュニティ・プラント事業が所有する全ての固定資産の現状を関係資料より把握し、減価償却費算出の基礎となる資産整理単位ごとの取得価格とその財源等の調査を行い、地方公営企業法の適用を受けた場合と同等の資産価格の調査・評価を行うものである。

(費用の負担)

第3条 本業務に係る必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として乙の負担とする。

(法令等の遵守)

第4条 本業務の実施にあたっては、本仕様書及び委託契約書によるほか、関連する法令等を遵守しなければならない。

(中立性の保持)

第5条 本業務の実施にあたって、乙は常にコンサルタントとしての中立性を堅持するように努めなければならない。

(秘密の保持)

第6条 乙は、本業務の実施に関して知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

2 乙は、本業務の実施により得た情報を発注者の承諾なく第三者に公表、貸与、あるいは無断に使用してはならない。

(公益確保の義務)

第7条 乙は、業務を行うにあたって公益の安全、環境その他の公益を害することのないように努めなければならない。

(管理技術者等)

第8条 乙は、管理技術者及び技術者をもって、秩序正しい業務を行わせるとともに、本業務の特質を考慮し、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。

2 管理技術者は、上下水道部門（下水道）の技術士の資格を有するとともに、地方公営企業法及び下水道施設等の資産調査業務に精通した実務経験豊富な常用雇用者とする。管理技術者は、主要な打合せには必ず出席し、業務の全般に渡り技術的管理を行わなければならない。

3 照査技術者は、上下水道部門（下水道）の技術士の資格を有する常用雇用者とする。なお、照査技術者は管理技術者を兼務することはできない。

4 地方公営企業の財務会計に関する専門的知識を有する者として、公認会計士の資格を有する常用雇用者を配置する。本業務の実施にあたって財務会計に関する専門的知識を有する事項については、公認会計士の指導のもとに業務を行うものとする。

(成果品の検査及び委託料の支払い)

第9条 乙は、業務の実施中、令和4年度に甲の中間検査を、また業務完了後は完了検査を受けるものとする。

2 甲は、前項の検査を実施し、乙が合格した場合は、契約書に定める各年度の支払い限度額の範囲内で委託料を支払うものとする。

3 業務完了後であっても、明らかに乙の責に伴う業務の瑕疵が発見された場合、乙は甲の指示に従い責任をもって速やかに是正するものとする。なお、当該是正に係る費用は、全て乙の負担とする。

(疑義の解釈)

第10条 本業務の実施について、本仕様書及び関係法令等に明示されていない事項については、甲、乙協議によるものとする。

第2章 固定資産調査及び評価業務

(業務概要)

第11条 固定資産調査及び評価業務は、甲が運営するコミュニティ・プラント事業が所有する全ての固定資産の現状を関係図書より把握し、適切な使用料の算定するために資産調査及び評価を実施し、減価償却費算出の基礎となる資産管理単位ごとの取得価格とその財源を算定するものである。

(対象資産)

第12条 資産調査業務の対象となる資産は、甲が運営するコミュニティ・プラント事業が取

得し現に保有する全ての固定資産とする。対象資産は概ね次のとおりである。

- (1) 有形固定資産（土地、建物、構築物、機械及び装置、車両運搬具、工具・器具及び備品、建設仮勘定、その他の有形固定資産）
- (2) 無形固定資産（地上権、借地権、施設利用権、電話加入権、特許権、その他の無形固定資産）
- (3) 投資その他の資産（投資有価証券、出資金、基金等）

（対象施設及び数量）

第13条 固定資産調査及び評価業務の対象となる主要な施設と数量は次のとおりとする。

小牧地区コミュニティ・プラント（地域し尿処理施設）

整備事業年度	平成7年度～平成9年度	
供用開始	平成9年6月	
処理区域	小牧町、市場町の各一部（38.5ha）	
対象排水	し尿及び生活雑排水	
排除方式	分流式	
処理場位置	四日市市小牧町22-1	
処理施設	処理方式	接触ばっ気方式
	計画人口	1,050人
	処理能力	405m ³ /日最大
管路施設	延長	8,161m（Φ250）
	マンホールポンプ	1箇所
	宅内マンホールポンプ	2箇所
総事業費	1,855万円	

神前地区コミュニティ・プラント（地域し尿処理施設）

整備事業年度	1期工事	平成10年度～平成12年度（処理場、曾井町、寺方町、高角町の一部）
	2期工事	平成13年度～平成14年度（高角町、菅原町）
供用開始	1期工事区域	平成13年6月
	2期工事区域	平成15年4月
処理区域	曾井町、寺方町、高角町、菅原町（三滝川の南側除く）（99.6ha）	
対象排水	し尿及び生活雑排水	
排除方式	分流式	
処理場位置	四日市市高角町937	
処理施設	処理方式	長時間ばっ気方式
	計画人口	2,900人及び学校等

	処理能力	1, 430m ³ /日最大
管路施設	延長	32, 034m (Φ150~450)
	マンホールポンプ	4箇所
	宅内マンホールポンプ	1箇所
総事業費		4, 267百万円

(作業項目)

第14条 固定資産調査及び評価業務における作業の主たる項目は、次の各号のとおりとする。

- (1) 固定資産調査基本方針の策定
- (2) 資料収集、整理及び収集資料一覧表の作成
- (3) 建設投資額、財源集計及び整理
- (4) 工事関連情報の整理
- (5) 固定資産評価マニュアルの作成
- (6) 間接費の把握、配賦方針の決定及び配賦
- (7) 施設資産の調査（設計書等資料を利用した管路施設、ポンプ施設の取得価格の算定を含む。）
- (8) その他工事以外で取得した資産の調査
- (9) 不明資産の調査
- (10) 固定資産評価及び減価償却費の算出

(固定資産調査基本方針の策定)

第15条 乙は、固定資産調査手法について検討を行い、甲、乙協議のうえ、調査手法及び調査スケジュールを決定する。

(資料収集、整理及び収集資料一覧表の作成)

第16条 乙は、取得価格の設定根拠となる設計書や工事関係資料等、資産調査に必要な基礎的資料について、業務に資する形で整理する。

- 2 資産調査では、建物、構築物、機械及び装置について、設計書、工事関係資料、その他関連資料より固定資産の内訳を調査し、固定資産の基本データとして整理する。建物、構築物、機械及び装置以外の有形固定資産、無形固定資産については、決算書等その他関連資料より固定資産の内訳を整理する。
- 3 収集、整理を行った資料について、乙は「収集資料一覧表」を作成する。

(建設投資額、財源集計及び整理)

第17条 乙は、事業内容や現有の資産取得に要した費用、その財源、間接費等を経年的に

把握するために、事業開始から現在までの決算書を整理する。主な作業は次のとおりとする。

- a) 歳入歳出決算書の整理（決算額年度別節別一覧の作成）
- b) 建設支出の整理（工事請負費、公有財産購入費、間接費等）
- c) 建設財源の整理（国庫補助金、負担金、起債等）
- d) 建設支出・財源総括表の作成（支出の税抜処理、財源の圧縮処理）

コミュニティ・プラント事業は一般会計で整備しており、対象施設の支出・財源の切り分けが困難であり、甲、乙で協議しその整理手法を決定する。

（工事関連情報の整理）

第18条 乙は、資産評価の基礎資料として、甲の所有する工事関連情報の内容を精査し、必要に応じて修正及び追加し、「年度別工事一覧表」作成するものとする。また、年度ごとに決算書との整合を確認するものとする。なお、修正及び追加にあたっては、固定資産の管理単位を考慮し行うものとする。

（固定資産評価マニュアルの作成）

第19条 乙は、本業務で実施した資産調査・評価の手法及び結果を整理し、「固定資産評価マニュアル」として報告書形式に取りまとめる。「固定資産評価マニュアル」においては、収集資料の現状、既存資産台帳の状況を踏まえ、次の事項について検討するものとする。

- a) 固定資産管理単位の検討（必要な属性情報の調査、整理）
- b) 資産調査項目
- c) 取得価格額及び財源の算定方法（間接費の配賦方法、財源構成の整理）
- d) 帳簿価格の算定方法（減価償却に関する条件等の整理）
- e) 受贈資産、除却資産、不明資産等の取扱い
- f) その他

（間接費の把握、配賦方針の決定及び配賦）

第20条 乙は、直接工事をお実施することで取得する資産以外の職員給与費や事務費等の間接費の把握を行い、配賦方針を決定するとともに、方針に基づき間接費の配賦を実施する。

（施設資産の調査）

第21条 乙は、第29条から禅定に基づき、建物、構築物、機械及び装置について、設計書、工事関係資料及びその他関連資料等から、固定資産の内訳を調査し、取得時期の把握及び取得価格の算定を行う。

(その他工事以外で取得した資産の調査)

第22条 土地や受贈資産、無形固定資産等は、既存の台帳等を基に調査・整理するものとする。

(不明資産の調査)

第23条 各種関連資料にて確認できなかった資産については、不明資産として建設年次や取得原因の特定(推定)を行う。推定に際しては、管路資産においては実績単価等を用いて評価を実施し、処理場資産等においては機器単価等を用い仮想設計をもとに、取得価格を算出する。

(固定資産評価及び減価償却費の算出)

第24条 乙は、前条までに整理された資産について、取得時期、取得価額、耐用年数、本条2項による減価償却計算をもとに、地方公営企業法の適用を受けたと仮定した場合の帳簿価格を算定するものとする。

2 減価償却計算は、下記によるほか、関係法令に準拠する。

- ①減価償却方法 定額法
- ②残存率 取得価額の10%
- ③耐用年数 法定耐用年数(地方公営企業法施行規則及び財務局長通知準拠。ただし、それに拠りがたい場合は、別途甲、乙で協議するものとする。)
- ④減価償却限度額 取得価額の95%
- ⑤法適用仮定時資産 法適用と仮定した時における資産の評価額は、取得価額から法適用と仮定した直前までの減価償却累計額を差し引いて算出する。

3 資産評価の成果として、取得時及び法適用仮定時の「固定資産一覧表」を作成する。

4 「固定資産一覧表」の作成にあたり、資産を取得するために充てられた、補助金及び負担金等の財源を控除した金額が長期前受金の額となるため、各資産に対する補助金及び負担金等の財源の金額が明瞭に把握でき、管理できるよう作成する。

5 「年度別減価償却費推移表及び年度別長期前受金戻入額推移表」を作成する。

(参考資料の貸与)

第25条 甲は、次に掲げる資料、その他必要とする資料を乙に貸与するものとする。ただし、貸与によりがたいものは甲の指示する場所において複写、閲覧等の方法により対応するものとする。また、資料の貸与を受ける場合、取扱に十分注意するとともに、資料を業務以外の目的に使用し、又は甲の許可なく第三者に提供若しくは使用させてはならないものとする。貸与した資料は、業務終了後速やかに返却しなければならない。

(1) 設計書

- (2) 完成図書
- (3) 工事等の契約書
- (4) 工事情報等資料
- (5) 受贈資産関連資料
- (6) 無形固定資産関連資料
- (7) 各種台帳
- (8) その他必要な資料

第3章 成果品

(成果品の引き渡し)

第26条 業務完了後の成果品の検査については、甲が実施し、検査の合格をもってすべての引き渡しを終了するものとする。

(成果品の帰属)

第27条 本業務の成果品、業務履行上に発生した資料及びデータ等に関する所有権は全て甲に属し、乙は甲の承認を得ずして他者に公表、貸与又は使用してはならない。

(著作権)

第28条 本業務に係るデータ等の著作権は、本業務に係るデータ等の引き渡しをもって、乙から甲に移転するものとする。ただし、システムのプログラムに関する著作権は除くものとする。

(成果品)

第29条 本業務の成果品は次のとおりとする。なお、提出部数及び提出様式については甲、乙協議のうえ決定するものとする。

- (1) 業務報告書
- (2) 収集資料一覧表
- (3) 年度別歳入歳出決算額節別一覧表
- (4) 年度別工事一覧表
- (5) 固定資産評価マニュアル
- (6) 固定資産一覧表
- (7) 不明資産一覧表
- (8) 受贈資産一覧表
- (9) 打合せ記録簿
- (10) その他データ資料一式 (CD又DVD)
- (11) その他甲の指示する資料

○仕様書追記事項

【 注意事項 】

(1) 個人情報の取り扱いに関する事項

この契約による業務を行うに当たり個人情報（特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報をいう。）を含む。）を取り扱う場合においては、別に定める「個人情報取扱注意事項」を遵守すること。

(2) 暴力団等不当介入に関する事項

1. 契約の解除

四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成20年四日市市告示第28号）第3条又は第4条の規定により、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止措置を受けたときは、契約を解除することがある。

2. 暴力団等による不当介入を受けたときの義務

(1) 不当介入には、断固拒否するとともに、速やかに警察へ通報並びに業務発注所属へ報告し、警察への捜査協力を行うこと。

(2) 契約の履行において、不当介入を受けたことにより、業務遂行に支障が生じたり、納期等に遅れが生じるおそれがあるときには、業務発注所属と協議を行うこと。

(3) (1)(2)の義務を怠ったときは、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止等の措置を講ずる。

(3) 障害者差別解消に関する事項

1. 対応要領に沿った対応

(1) この契約による事務・事業の実施（以下「本業務」という。）の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、本業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）に定めるもののほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する四日市市職員対応要領（平成29年2月28日策定。以下「対応要領」という。）に準じて、「障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止」及び「社会的障壁の除去のための合理的な配慮の提供」等、障害者に対する適切な対応を行うものとする。

(2) (1)に規定する適切な対応を行うに当たっては、対応要領に示されている障害種別の特性について十分に留意するものとする。

2. 対応指針に沿った対応

上記1に定めるもののほか、受託者は、本業務を履行するに当たり、本業務に係る対応指針（法第11条の規定により主務大臣が定める指針をいう。）に則り、障害者に対し

て適切な対応を行うよう努めなければならない。

[別紙]

個人情報取扱注意事項

(基本事項)

第1 この契約による業務の委託を受けた者（以下「乙」という。）は、この契約による業務を行うに当たり、個人情報（特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報をいう。）を含む。以下同じ。）を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(受託者の義務)

第2 乙及びこの契約による業務に従事している者又は従事していた者（以下「乙の従事者」という。）は、当該業務を行うに当たり、個人情報を取り扱うときは、四日市市個人情報保護条例（平成11年四日市市条例第25号。以下「条例」という。）第11条に規定する義務を負う。

2 乙は、この契約による業務において個人情報が適正に取り扱われるよう乙の従事者を指揮監督しなければならない。

(秘密の保持)

第3 乙及び乙の従事者は、この契約による業務を行うに当たって知り得た個人情報を当該業務を行うために必要な範囲を超えて使用し、又は他人に知らせてはならない。

2 乙は、乙の従事者が在職中及び退職後においても、前項の規定を遵守するように必要な措置を講じなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(適正な管理)

第4 乙は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、個人情報の適正な管理のため、管理責任者を置くものとする。

3 管理責任者は、個人情報を取り扱う業務の従事者を必要な者に限定し、これらの従事者に対して、個人情報の管理方法等について適正な指導管理を行わなければならない。

4 四日市市（以下「甲」という。）は、必要があると認めたときは、個人情報の管理状況等に関し、乙に対して報告を求め、又は乙の作業場所を実地に調査することができるものとする。この場合において、甲は乙に必要な改善を指示することができるものとし、乙は、その指示に従わなければならない。

(収集の制限)

第5 乙及び乙の従事者は、この契約による業務を行うために、個人情報を収集するときは、当該業務を行うために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(再委託の禁止)

第6 乙は、あらかじめ甲の承諾があった場合を除き、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、前項の承諾により再委託（下請を含む。以下同じ。）する場合は、再委託先における個人情報の適正な取り扱いのために必要な措置を講じなければならない。

3 前項の場合において、乙は、再委託先と本注意事項に準じた個人情報の取り扱いに関する契約を交わすものとする。

(複写、複製の禁止)

第7 乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による業務を行うに当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料等（以下「資料等」という。）を複写し、又は複製してはならない。

(持ち出しの禁止)

第8 乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、資料等（複写又は複製したものを含む。第9において同じ。）を契約書に指定された作業場所から持ち出してはならない。

2 甲及び乙は、乙が前項の指示又は承諾により資料等を持ち出す場合、その内容、期間、持ち出し先、輸送方法等を書面により確認するものとする。

3 前項の場合において、乙は、資料等に施錠又は暗号化等を施して関係者以外の者がアクセスできないようにするとともに、資料等を善良なる管理者の注意をもって保管又は管理し、漏えい、滅失及びき損の防止その他適切な管理を行わなければならない。

(資料等の返還)

第9 乙は、この契約による業務を行うに当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料等を、当該業務の終了後速やかに甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により廃棄し、又は消去する場合を除く。

2 前項の廃棄又は消去は、次の各号に定めるほか、他に漏えいしないよう適切な方法により行うものとする。

(1) 紙媒体 シュレッダーによる裁断

(2) 電子媒体 データ完全消去ツールによる無意味なデータの上書き、もしくは媒体の破砕

3 乙は、第6の規定により甲の承諾を得てこの契約による業務を第三者に委託し、又は請け負ったときは、当該業務の終了後速やかに当該第三者から資料等を回収のうえ甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により、乙又は第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合を除く。

4 前項ただし書の規定により、第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合においては、乙は、当該資料等が廃棄、又は消去されたことを直接確認しなければならない。

(研修・教育の実施)

第10 乙は、乙の従事者に対し、個人情報の重要性についての認識を深めるとともに、この契約による業務における個人情報の適正な取扱いに資するための研修・教育を行うものとする。

(罰則等の周知)

第11 乙は、条例第44条、第45条、第47条及び第48条に規定する罰則適用について、乙の従事者に周知するものとする。

(苦情の処理)

第12 乙は、この契約による業務を行うに当たって、個人情報の取扱いに関して苦情があったときは、適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

(事故発生時における報告)

第13 乙は、この個人情報取扱注意事項に違反する事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第14 甲は、乙又は乙の従事者がこの個人情報取扱注意事項に違反していると認めるときは、 契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。